

女性部「建女ひばり会」設置要綱

(名称)

第1条 一般社団法人茨城県建設業協会（以下「協会」という。）建女ひばり会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、女性の視点から見た建設業の課題等の解決に向け、働く女性のネットワークを作り、女性本来の発想により活動を行うものとする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の研修に関すること。
- (2) 当面する課題等に関する調査・提言に関すること。
- (3) 協会事業への参画、協力に関すること。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

(構成)

第4条 本会は、協会会員企業に所属する女性技術者等で構成する。

- 2 本会に幹事会を置く。
- 3 幹事会は、各支部より推薦された幹事20名以内で構成し、幹事の中から会長1名、副会長3名以内を幹事会において幹事の互選により選出する。
- 4 幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(幹事会)

第5条 幹事会は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長がこれに当たる。

(経費)

第6条 本会の活動に要する経費は、協会が予算の範囲内で支弁する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、幹事会において審議し別に定める。

附則

この要綱は、令和元年9月12日から施行する。

令和6年5月14日 一部改正 第1条、第4条